別表第三第一号及び第二号を次のように改める。

一　国立研究開発法人物質・材料研究機構
二　国立研究開発法人放射線医学総合研究所

別表第三第四号から第十号までを次のように改める。

四　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
五　国立研究開発法人農業生物資源研究所
六　国立研究開発法人農業環境技術研究所
七　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
八　国立研究開発法人森林総合研究所
九　国立研究開発法人水産総合研究センター
十　国立研究開発法人産業技術総合研究所

別表第三第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二　国立研究開発法人海上技術安全研究所
十三　国立研究開発法人国立環境研究所

別表第三第十六号から第二十一号までを次のように改める。

十六　国立研究開発法人国立がん研究センター
十七　国立研究開発法人国立循環器病研究センター
十八　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
十九　国立研究開発法人国立国際医療研究センター
二十　国立研究開発法人国立成育医療研究センター
二十一　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第百三十条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三　国立研究開発法人物質・材料研究機構
四　国立研究開発法人放射線医学総合研究所

第三十一条第二項第十号から第十六号までを次のように改める。

十　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
十一　国立研究開発法人農業生物資源研究所
十二　国立研究開発法人農業環境技術研究所
十三　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
十四　国立研究開発法人森林総合研究所
十五　国立研究開発法人水産総合研究センター
十六　国立研究開発法人産業技術総合研究所

第三十一条第二項第十九号を次のように改める。

十九　国立研究開発法人海上技術安全研究所

第三十一条第二項第二十一号を次のように改める。

二十一　国立研究開発法人国立環境研究所

第三十一条第二項第二十四号から第二十九号までを次のように改める。

二十四　国立研究開発法人国立がん研究センター
二十五　国立研究開発法人国立循環器病研究センター
二十六　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
二十七　国立研究開発法人国立国際医療研究センター
二十八　国立研究開発法人国立成育医療研究センター
二十九　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

（環境省組織令の一部改正）

第百三十一条　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、同項第十八号中「独立行政法人国立環境研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同条第二項中「同項第十七号」を「同項第十六号」に、「同項第二十号」を「同項第十九号」に改める。

第二十条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条第九号中「独立行政法人国立環境研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令の一部改正）

第百三十二条　次に掲げる政令の規定中「自動車検査独立行政法人」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人」に改め、「、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」、「、独立行政法人宇宙航空研究開発機構」、「、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構」、「、独立行政法人建築研究所」、「、独立行政法人港湾空港技術研究所」、「、独立行政法人国際農林水産業研究センター」、「、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立循環器病研究センター」、「、独立行政法人国立国際医療研究センター」、「、独立行政法人国立成育医療研究センター」、「、独立行政法人国立長寿医療研究センター」、「、独立行政法人産業技術総合研究所」、「、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター」、「、独立行政法人電子航法研究所」、「、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構」、「、独立行政法人日本原子力研究開発機構」、「、独立行政法人農業環境技術研究所」、「、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所」、「、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所」及び「、独立行政法人理化学研究所」を削る。

一　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号
二　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号